

# 障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等 に関する実態調査及び訪問調査について（結果）

## 1 調査概要について

### 〔調査対象〕

#### （１）実態調査

平成25年2月22日時点で指定を受けている全国のケアホーム（指定共同生活介護事業所）及びグループホーム（指定共同生活援助事業所）

#### （２）訪問調査

（１）のうち、主として重度の者が利用するケアホーム等であってスプリンクラー設備が未設置の共同生活住居

### 〔調査時点〕

・平成25年2月22日現在

### 〔主な調査項目〕

#### （１）実態調査

建物形態等/消火設備の設置状況等/非常災害対策の実施状況/入居者の状況/夜間の支援形態等

#### （２）訪問調査

スプリンクラー設備の未設置理由/設置する場合の種類等

### 〔調査票の回収状況〕

	全数	回答数	回収率
事業所数	5,917	5,439	91.9%
共同生活住居数	16,290	15,323	94.1%

※ 各調査項目において無回答や無効回答があるため、それぞれの調査事項の合計は調査回収事業所数・共同生活住居数とは一致しない。

## 2 主な調査結果と調査結果を踏まえた対応について

### （１）主な調査結果

#### ① 消防用設備の設置状況等

##### ア スプリンクラー設備

- ・ 設置している共同生活住居が1,621住居（10.7%）、未設置が13,536住居（89.3%）。
- ・ 設置義務があると回答している共同生活住居のうち 32住居\*が未設置。

※ 設置義務が免除されている7住居（申請中の1住居を含む。）を除く。

- イ 自動火災報知設備（住宅用を除く。以下同じ）
- ・ 設置している共同生活住居が 8,219 住居（54.0%）、未設置が 6,990 住居（46.0%）
  - ・ 設置義務があると回答している共同生活住居のうち 326 住居が未設置。
- ウ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ・ 設置している共同生活住居が 6,620 住居（43.6%）、未設置が 8,571 住居（56.4%）
  - ・ 設置義務があると回答している共同生活住居のうち 326 住居が未設置。

## ② 非常災害対策の実施状況

- ア 非常災害対策における計画の策定、避難訓練の実施の有無。
- ・ 非常災害対策における計画が未策定の共同生活住居が 2,344 住居（15.3%）。
  - ・ 避難訓練が未実施の共同生活住居が 1,962 住居（12.8%）。
  - ・ 避難訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られていない共同生活住居が 13,499 住居（88.2%）

## (2) 調査結果を踏まえた対応

### ① 指定基準等違反の是正の徹底

- ・ 設置義務があるにもかかわらず消防設備を設置していないなど指定基準に定める非常災害対策や消防法令違反等の防火安全上の不備事項があると疑われる共同生活住居に対しては、その実態を詳細に把握の上、重点的に改善指導を図るなど所要の措置を講じるよう、関係自治体に依頼。

### ② 消防用設備の設置の促進

- ・ 設置義務はないが消防用設備が未設置の共同生活住居に対しても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金等の助成制度を活用することによりその設置の促進に努めるよう、関係自治体に依頼。
- ・ 特に夜間及び深夜の時間帯に夜間支援従事者等が配置されていない共同生活住居に対しては、入居者による火災等の非常災害時の発見・通報の遅れを防止する観点等から、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の設置の促進に努めるよう、関係自治体に依頼。

また、その設置義務の在り方等については、引き続き「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の議論も踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら検討。

### ③ 避難対策の充実

- ・ 避難訓練への地域住民の参加が得られていない共同生活住居に対しては、非常災害時に地域住民等との円滑な連携が図られるよう、地域住民等が参加する避難訓練の実施を促すなど地域における連携体制の構築の促進に努めるよう、関係自治体に依頼。

### 3 調査結果（詳細）について

#### (1) 事業所の基本情報

##### ① 事業所の開設年月

開設年月	事業所数	割合
～平成18年 ※	2,931	54.0%
平成19年	327	6.0%
平成20年	311	5.7%
平成21年	374	6.9%
平成22年	388	7.2%
平成23年	450	8.3%
平成24年	599	11.0%
平成25年	47	0.9%

※ 「～平成18年」には、障害者自立支援法施行以前からグループホームを運営していた事業所を含む。

##### ② 事業所の法人種別

法人種別	事業所数	割合
地方公共団体	27	0.5%
社会福祉法人	3,337	61.4%
医療法人	575	10.6%
営利法人（会社）	217	4.0%
社団・財団法人	85	1.6%
特定非営利活動法人	1,157	21.3%
その他	34	0.6%

#### (2) 共同生活住居の基本情報

##### ① 建物の状況

- ・ グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物の形態は、戸建住宅が62.6%（9,589住居）、集合住宅が31.5%（4,825住居）、その他が5.9%（897住居）となっており、利用建物の面積は、275㎡未満が約9割（13,401住居）となっている。
- ・ また、共同生活住居のうち74.9%（11,443住居）が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると、賃貸の割合が71.0%（10,843住居）となっている。

## ア 利用建物の形態

	戸建住宅	集合住宅	その他
共同生活住居数	9,589	4,825	897
割合	62.6%	31.5%	5.9%

## イ 利用建物の面積

	275㎡未満	275㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上
共同生活住居数	13,401	320	856	503
割合	88.9%	2.1%	5.7%	3.3%

## ウ 利用建物の新築・既存建物活用の状況

	新築	既存建物 (民家転用型)	既存建物 (その他)
共同生活住居数	3,831	7,126	4,317
割合	25.1%	46.6%	28.3%

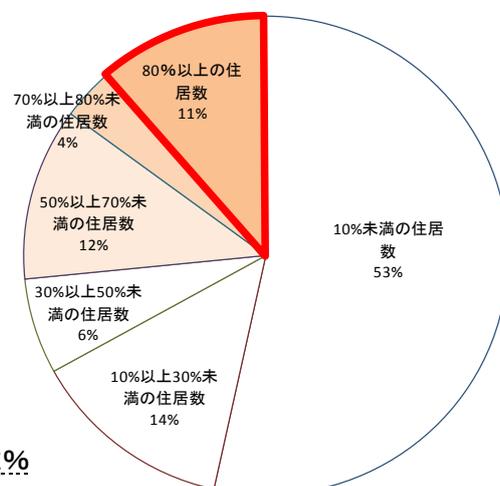
## エ 利用建物の所有関係

	自己所有	賃貸
共同生活住居数	4,421	10,843
割合	29.0%	71.0%

## ② 入居者の状況

- グループホーム・ケアホームの共同生活住居の入居者のうち、重度（障害程度区分4以上）の障害者が占める割合をみると、平均で25.2%となっている。
- その分布をみると、入居者の半数以上が重度である共同生活住居は、全体の26.5%（4,070住居）となっており、消防法施行令（6）項口の要件である8割を超える共同生活住居は11.4%（1,752住居）となっている。

重度（障害程度区分4以上） の障害者が占める割合	共同生活 住居数	割合
10%未満の住居数	8,189	53.4%
10%以上 30%未満の住居数	2,074	13.5%
30%以上 50%未満の住居数	988	6.5%
50%以上 70%未満の住居数	1,782	11.6%
70%以上 80%未満の住居数	536	3.5%
80%以上の住居数	1,752	11.4%



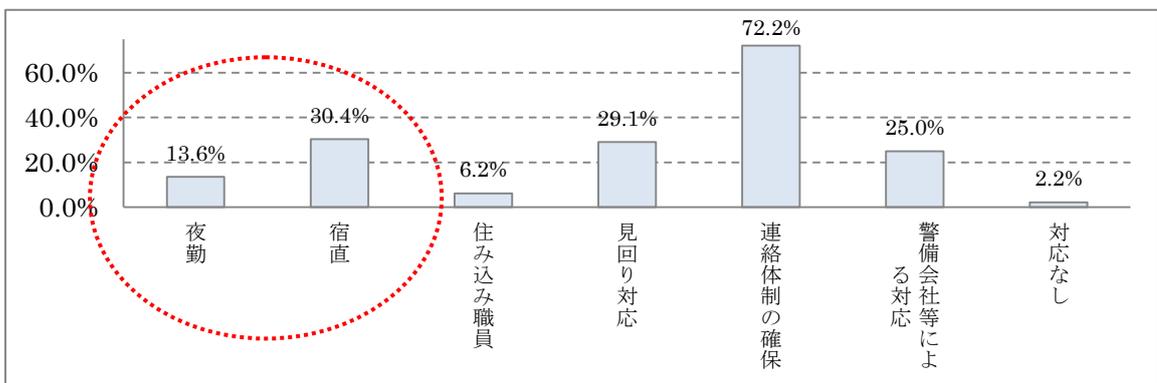
重度（障害程度区分4以上）の者の占める割合の平均...25.2%

### ③ 夜間の支援形態

- 夜間の支援形態については、「連絡体制の確保」を行っている共同生活住居の割合が最も高く 72.2% (11,058 住居)、次いで「宿直」が 30.4% (4,656 住居) となっている。一方、「夜勤」を配置している共同生活住居の割合は 13.6% (2,088 住居) となっている。
- 重度（障害程度区分 4 以上）の入居者が 8 割を超える共同生活住居の夜間の支援形態は、「宿直」が最も多く 1,057 住居 (60.3%)、「夜勤」を配置している共同生活住居についても、614 住居 (35.0%) となっている。

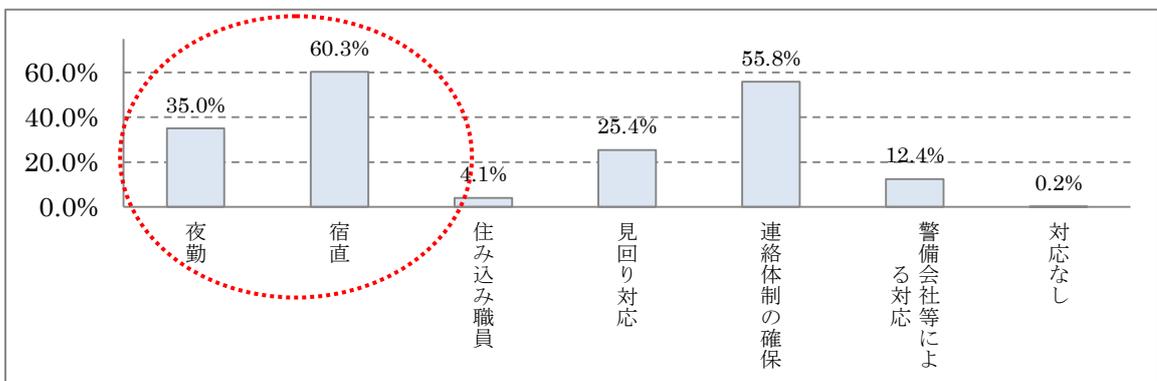
※ 複数回答可

(全ての共同生活住居)



N=15,323

(参考) 重度（障害程度区分 4 以上）の入居者が 8 割を超える共同生活住居の夜間の支援形態



N=1,752

### (3) 消防用設備の設置状況等

- \* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第70条（第154条及び第213条において準用）

#### ① スプリンクラー設備(消防法第17条、消防法施行令第12条)

##### ア 設置状況

- ・ スプリンクラー設備については、ほとんどの共同生活住居において設置義務の対象となっておらず、回答のあったグループホーム、ケアホームのうち、設置している共同生活住居が1,621住居（10.7%）、未設置の共同生活住居が13,536住居（89.3%）となっている。
- ・ 調査時点において、設置義務があると回答している共同生活住居のうち39住居（6.0%。設置義務免除の7住居（免除申請中の1住居を含む）を含む）、設置義務のない共同生活住居のうち13,497住居（93.0%）が未設置となっている。

	設置合計		設置義務有			設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無		設置有	設置無
				右記以外	義務免除		
共同生活住居数	1,621	13,536	606	32	※ 7	1,015	13,497
割合	10.7%	89.3%	94.0%	4.9%	1.1%	7.0%	93.0%

- ・ 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げるケアホーム（重度）（同(16)項イの防火対象物の一部である場合を含む）の場合、延床面積275㎡以上に設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム（中軽度）・グループホームの場合、延床面積6,000㎡以上に設置義務あり。  
※ 設置義務免除を申請中の1住居を含む。

##### イ スプリンクラー設備が未設置の共同生活住居の今後の設置予定時期

- ・ 設置義務免除の7住居を除き、スプリンクラー設備が未設置の共同生活住居（13,529住居）のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、125住居（0.9%）、未定又は無回答の共同生活住居が13,404住居（99.1%）となっている。
- ・ 設置義務免除の7住居を除き、設置義務があると回答しているにもかかわらずスプリンクラー設備が未設置の共同生活住居（32住居）のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、12住居（37.5%）となっており、残りの20住居（62.5%）は未定又は無回答となっている。

	合計		設置義務有		設置義務無	
	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等
共同生活住居数	125	※13,404	12	※ 20	113	13,384
割合	0.9%	99.1%	37.5%	62.5%	0.8%	99.2%

※ 設置義務免除の7住居を除く。

## ② 自動火災報知設備(消防法第 17 条、消防法施行令第 21 条)

### ア 設置状況

- ・ 自動火災報知設備については、回答のあったグループホーム、ケアホームのうち、設置している共同生活住居が 8,219 住居 (54.0%)、未設置の共同生活住居が 6,990 住居 (46.0%) となっている。
- ・ 調査時点において、設置義務があると回答している共同生活住居のうち 326 住居 (6.0%)、設置義務のない共同生活住居のうち 6,664 住居 (68.3%) が未設置となっている。

	設置合計		設置義務有		設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
共同生活住居数	8,219	6,990	5,127	326	3,092	6,664
割合	54.0%	46.0%	94.0%	6.0%	31.7%	68.3%

- ・ 消防法施行令別表第 1 (6) 項口に掲げるケアホーム (重度) (同 (16) 項イの防火対象物の一部である場合を含む) の場合、全ての共同生活住居に設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第 1 (6) 項ハに掲げるケアホーム (中軽度)・グループホームの場合、延床面積 300 m<sup>2</sup>以上に設置義務あり。

### イ 自動火災報知設備が未設置の共同生活住居の今後の設置予定時期

- ・ 自動火災報知設備が未設置の共同生活住居 (6,990 住居) のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、159 住居 (2.3%)、未定又は無回答が 6,831 住居 (97.7%) となっている。
- ・ 設置義務があると回答しているにもかかわらず自動火災報知設備が未設置の共同生活住居 (326 住居) のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、103 住居 (31.6%) となっており、残りの 223 住居 (68.4%) は未定又は無回答となっている。

	合計		設置義務有		設置義務無	
	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等
共同生活住居数	159	6,831	103	223	56	6,608
割合	2.3%	97.7%	31.6%	68.4%	0.8%	99.2%

### ③ 消防機関へ通報する火災報知設備(消防法第17条、消防法施行令第23条)

#### ア 設置状況

- 消防機関へ通報する火災報知設備については、回答のあったグループホーム、ケアホームのうち、設置している共同生活住居が6,620住居(43.6%)、未設置の共同生活住居が8,571住居(56.4%)となっている。
- 調査時点において、設置義務があると回答している共同生活住居のうち326住居(7.9%)、設置義務のない共同生活住居のうち8,245住居(74.7%)が未設置となっている。

	設置合計		設置義務有		設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
共同生活住居数	6,620	8,571	3,824	326	2,796	8,245
割合	43.6%	56.4%	92.1%	7.9%	25.3%	74.7%

- 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げるケアホーム(重度)(同(16)項イの防火対象物の一部である場合を含む)の場合、全ての共同生活住居に設置義務あり。
- 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム(中軽度)・グループホームの場合、延床面積500㎡以上に設置義務あり。

#### イ 消防機関へ通報する火災報知設備が未設置の共同生活住居の今後の設置予定時期

- 消防機関へ通報する火災報知設備が未設置の共同生活住居(8,571住居)のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、204住居(2.4%)、未定又は無回答が8,367住居(97.6%)となっている。
- 設置義務があると回答しているにもかかわらず消防機関へ通報する火災報知設備が未設置の共同生活住居(326住居)のうち、今後の設置予定時期が明確な共同生活住居は、106住居(32.5%)となっており、残りの220住居(67.5%)は未定又は無回答となっている。

	合計		設置義務有		設置義務無	
	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等	予定時期が明確	予定時期が未定等
共同生活住居数	204	8,367	106	220	98	8,147
割合	2.4%	97.6%	32.5%	67.5%	1.2%	98.8%

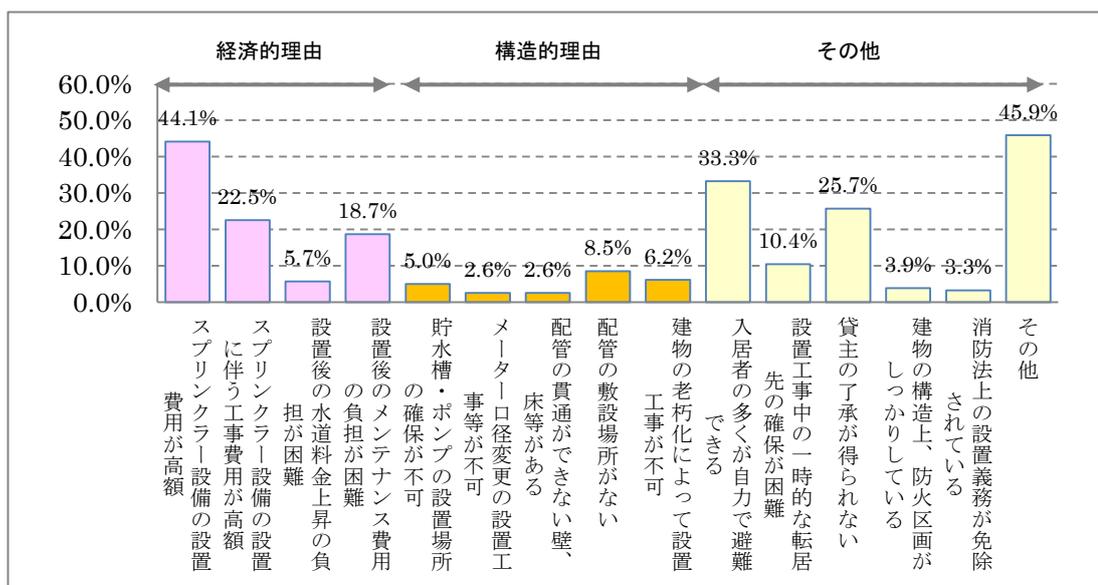
## (4)スプリンクラー設備が未設置の共同生活住居の状況

※ (4)の調査項目は、重度(障害程度区分4以上)の入居者の割合が概ね8割を超えるケアホーム(消防法施行令別表第1の(6)項口に該当するケアホーム(同(16)項イの防火対象物である場合を含む))に対する訪問調査の結果(1,469 住居)

### ① 未設置で今後の設置予定も未定である理由

※ 複数回答可

・ 主として重度の者が利用するケアホーム等のうち、スプリンクラー設備が未設置で、かつ、今後の設置予定も未定である共同生活住居の未設置理由をみると、「スプリンクラー設備の設置費用が高額」と回答した共同生活住居の割合が44.1% (648 住居) ともっとも高くなっている。一方で、「入居者の多くが自力で避難できる」(33.3% (489 住居))、「建物の構造上、防火区画がしっかりしている」(3.9% (57 住居))、「消防法上の設置義務が免除されている」(3.3% (48 住居)) などその構造や入居者の状況等からスプリンクラー設置が必要ないと考えている共同生活住居も一定割合、見受けられた。



N=1,469

### ② ①においてスプリンクラーの設置費用(設置に伴う工事費用を含む)が高額であることを未設置理由として選択した共同生活住居の設置費用の見積額

・ ①において「スプリンクラー設備の設置費用が高額」又は「スプリンクラー設備の設置に伴う工事費用が高額」を選択した共同生活住居の設置費用の見積額をみると、「20,000円～25,000円未満」が25.5% (40 住居) と最も多く、次いで、「10,000円～15,000円未満」が20.4% (32 住居) となっている。(平均見積額 21,530 円/㎡)

設置費用の見積額 (1㎡あたり)	共同生活住居数	割合
10,000円未満	21住居	13.4%
10,000円～15,000円未満	32住居	20.4%
15,000円～20,000円未満	25住居	15.9%
20,000円～25,000円未満	40住居	25.5%
25,000円～30,000円未満	16住居	10.2%
30,000円以上	23住居	14.6%
合計	157住居	100.0%

### ③ スプリンクラー設備を設置する場合の種類

・設置予定の有無にかかわらず、設置すると仮定した場合のスプリンクラー設備の種類は、「不明」を除き、多くの共同生活住居（487住居）が「特定施設水道連結型」と回答している。

	特定施設水道 連結型	パッケージ型 自動消火	左記以外のス プリンクラー設備	不明	合計
共同生活住居数	487	81	32	693	1,293
割合	37.7%	6.2%	2.5%	53.6%	100.0%

## (5) 非常災害対策の実施状況

\* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第70条（第154条及び第213条において準用）

- ・ 回答のあったグループホーム、ケアホームのうち、非常災害対策に関する具体的計画を策定している共同生活住居は84.7%（12,973住居）、未策定が15.3%（2,344住居）となっている。
- ・ 避難訓練については、87.2%（13,349住居）の共同生活住居で調査対象期間（平成24年1月1日～平成24年12月31日）に実施されており、実施にあたって近隣住民の参加が得られている割合は11.8%（1,808住居）となっている。一方、調査対象期間中に避難訓練を未実施の共同生活住居が12.8%（1,962住居）となっている。

① 非常災害対策における計画の策定、避難訓練実施の有無

	非常災害対策			
	計画の策定		避難訓練の実施	
	策定	未策定	実施	未実施
共同生活住居数	12,973	2,344	13,349	1,962
割合	84.7%	15.3%	87.2%	12.8%

年間実施回数の平均

2.6回

- ・ 全ての事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てる必要あり。
- ・ 全ての事業所は、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う必要あり。

② 避難訓練への地域住民の参加

	地域住民の参加	
	有	無
共同生活住居数	1,808	13,499
割合	11.8%	88.2%